

平成19年3月26日

千葉県地域福祉支援計画見直し作業部会長 様
千葉県健康福祉部健康福祉政策課長 様

「千葉県地域福祉支援計画」見直しに関わる市町村社協懇話会

「千葉県地域福祉支援計画」見直しに関する「第4次意見書」の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出いたしますので、ご検討をいただき特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

●第7章「理念を実現するための施策体系」について

2. 地域福祉(地域社会づくり)の推進体制

(3)市町村が進める地域福祉施策への支援

イ 支援のための主要な事業

- 市町村地域福祉計画策定支援(ミニ)タウンミーティングの共同開催
- 小域福祉圏における活動拠点の確保
- 基本・小域福祉圏における推進体制の強化(専門員などの配置)
- 小域福祉圏における「支え合い・助け合い」活動のための活動財源の確保

9. 人材育成と資質向上

地域福祉に関する人材育成については、平成18年3月に「明日の地域福祉を創る」人材育成報告書(「明日の地域福祉を創る」人材育成作業部会)が作成されています。この報告書によると、福祉分野における県研修の現状、問題点及び今後のあり方等が個別の事業ごとに検証されています。

また、地域福祉を推進するための技術や手法を総合的に学びコミュニティ・ソーシャルワークが出来る人材の育成に関しては、中核地域生活支援センターに勤務する職員を対象とする研修が唯一検討された研修といえます。

しかしながら、この研修は中核地域生活支援センターの「地域総合コーディネーター」だけを対象としたものと伺っています。

今後は、地域福祉支援計画を具現化するために、各福祉圏域において必要となる人材を計画的・体系的に養成・支援することが重要と考えます。

(例)

- 専門職としての「コミュニティ・ソーシャル・ワーカー」の養成
- 地域福祉活動推進のための「ボランティア・市民活動実践者」の養成

● 今後の進め方について

平成19年3月5日に開催された厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議において、「地域福祉計画の策定推進には、都道府県による積極的な働きかけや支援が重要であり、とりわけ、今後は、管内町村部に対する一層の指導、支援」が依頼されたように、県支援計画の具現化に向けては、市町村の地域福祉計画策定と実施が不可欠であると考えます。

このため、市町村の計画策定を推進する観点からも、県と未策定の市町村及び当該社会福祉協議会等の共催による「ミニタウンミーティング」等を開催し、策定の機運を盛り上げるとともに、市町村ごとに策定される「地域福祉計画」において、市町村の環境や地域特性等を踏まえた中で、各圏域における推進主体(事務局)等を位置づけることが重要であると考えます。